第170回統計委員会　議事録

１　日　時　令和３年11月24日（水）13:10～14:35

２　場　所　総務省第二庁舎　７階　大会議室

３　出席者

【委　　員】

椿 広計（委員長）、津谷 典子（委員長代理）、秋池 玲子、伊藤 恵子、川﨑 茂、清原 慶子、佐藤 香、白塚 重典、菅 幹雄、櫨 浩一、福田 慎一、松村 圭一

【臨時委員】

宇南山 卓、加藤 久和、川口 大司

【幹事等】

総務省政策統括官（統計制度担当）、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課企業統計分析官、文部科学省大臣官房審議官（総合教育政策局担当）、経済産業省大臣官房調査統計グループ長

【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局（総務省）】

明渡大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長、栗原次長、小山次長、重里次長

政策統括官（統計制度担当）：吉開政策統括官、佐藤統計企画管理官

４　議　事

（１）諮問第157号「学校保健統計調査の変更について」

（２）部会の審議状況について

（３）その他

５　議事録

○椿委員長　それでは、定刻より少し前ですけれども、全員そろわれたようなので、ただ今から第170回統計委員会を開催いたします。

本日は、村上委員が御欠席、また、福田委員がウェブでの参加となっております。

昨今の情勢に鑑み、会議の時間を短くするため、事務局による議事と資料の説明は省略させていただきます。

本日は、お手元の議事次第のとおり、諮問と部会報告などについて説明がございます。本日は、このような議事にしたいと思います。

○萩野総務省統計委員会担当室長　本日、ウェブ参加者もおられますので、事務局にてウェブ画面上に資料を投影いたします。つきましては、委員の方々、説明者、質疑対応者などにおかれましては、御発言の際に必ず資料名とページ番号を冒頭にお示しいただくようにお願いいたします。スムーズな運営に向けまして、何とぞ御理解のほどよろしくお願いいたします。

○椿委員長　どうぞよろしくお願いいたします。

　それでは、議事に入りたいと思います。

　諮問第157号、学校保健統計調査の変更について、まず、総務省政策統括官室から御説明いただければと思います。よろしくお願いします。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官　お時間頂きありがとうございます。総務省政策統括官室の内山でございます。先月に引き続き御説明いたします。よろしくお願いいたします。

　本日は、文部科学省が実施している基幹統計調査の一つ、「学校保健統計調査」について諮問いたします。資料は１－１と１－２になります。

　資料１－２の諮問文にありますとおり、今回、文部科学大臣から本調査の計画変更について申請がございました。この申請に対して、総務大臣が承認の適否を判断する際の手続の一環として、統計委員会の御意見をお聴きするというものでございます。

　本件については、先月諮問させていただいた就業構造基本調査と違いまして、調査事項、調査票の変更がございませんので、具体的な説明につきましては、資料１－１の概要資料のみで行います。

　それでは、資料１－１、表紙をめくっていただきまして１ページ目ですが、こちらは、本調査の現在の概要をまとめたものでございます。調査の目的は、子供たちの発育や健康の状態を明らかにするというもので、新聞紙上で、時折、「児童生徒の視力が年々悪くなっている」、「最近は虫歯の子が減っている」、「身長、体重に関しては長期的に横ばい状態である」といった記事を御覧になることがあろうかと思いますが、その情報の基がこの調査結果になります。調査票は、発育状態調査票と健康状態調査票の２種類で、いずれも、学校で行われる健康診断の結果を回答するというものです。また、「調査範囲」にも記しましたとおり、全国で約7,800の学校を抽出して毎年行われているものでございます。

　次の２ページ目では、利活用状況についてスライドを準備しておりますが、このような調査内容であることから、国、地方、そして国際といった様々な場面で、子供たちの成長に係る重要なデータとして利用されているところでございます。

　次に、今回予定されている変更点について、３ページ目にまとめております。実質的には、この２点のみでございます。

　１点目は、「調査票の提出期限の繰下げ」です。これは、学校の報告負担及び都道府県の事務負担の軽減を目的とする変更でございます。本調査は、学校が調査票を作成して、それを都道府県に提出する、そして、都道府県が学校から提出された調査票を確認・取りまとめの上、文部科学省に送付する、という流れで行われておりますが、現状では、それぞれ６月30日、８月10日という期限で実施されています。この期限を、今回、オレンジ色の

網かけのとおり、変更案では８月31日、そして９月30日と、それぞれ繰り下げる計画となっております。

変更の背景につきましては、緑色破線の枠囲みに記載しております。まず、学校側の背景といたしましては、「学校事務の負担軽減」が大きな課題になっている、ということが挙げられます。これは、統計調査だけの問題ではなく、校務全般にわたる社会的な課題でもあるわけですが、そのような中で、本調査については、もともと、健康診断の実施から都道府県への提出までの猶予期間が短いという事情もあり、学校現場にいろいろと御負担をおかけしていた、というところがございます。そこで、今後は、夏休みの終了時期辺りまで猶予期間を設ける、という形で改善しようとするものです。一方、都道府県は、調査系統の一部として、調査票を文部科学省に送付するための前さばきをする立場ですが、現行のスケジュールでは、学校に対して行う疑義照会がおよそ７月から８月という時期になっておりまして､その時期に学校担当者が不在ということも多く､調査票の整理に手間取る、という事情があったと聞いております。そのため、今回の変更によりまして、学校側担当者の在席率が高い９月中に確認できるようにして、確認作業の円滑化を図る、ということでございます。

以上が変更点の１つ目です。

２点目は､「速報と確報の一本化による確報値の公表早期化」でございます。現行と変更案を比較した表のとおり、現在は、速報と確報の２回、公表が行われておりますが、これを一本化して、この機会に確定値の公表を１か月前倒ししようというものでございます。この変更は、先に御説明した「調査票の提出期限の繰下げ」に連動しております。つまり、調査票の提出期限が繰下げになるということは、その分、集計の開始時期も繰下げとなります。そこで、文部科学省では、この機会に集計・公表のスケジュールについて再検討が行われました。

その際、文部科学省で考慮された主なポイントが３つ、①から③の３点となります。１点目は、調査票の提出期限の繰下げに伴いまして、集計業務も物理的に繰下げになるのですけれども、そうかといって、単純な繰下げによって確報値の公表が年度を超えることは望ましくない、ということです。２点目は､速報の位置付けについて改めて考えてみると、確報の公表までの「暫定値」という性格が強いということです。そして３点目は、現在、速報と確報の間が僅か３か月しかない中で、この短いスケジュールの間に、集計・公表事務を２回行うことに相当の事務負担が生じている、ということでございます。このようなことも踏まえまして、結論としては、速報と確報を一本化しつつ、確報値の公表・提供を今より前倒ししようという結論に至ったということでございます。

以上が､本調査について今回予定されている変更内容となります｡今回の変更について、改めて一言で申し上げるならば、各種負担の軽減と、確報値の公表早期化による利便性の向上、この両立を目指して検討された結果と考えております。

この後、文部科学省からも補足のコメントを頂戴するということにしております。どうぞ御審議のほどよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○椿委員長　御説明どうもありがとうございました。

それでは、調査実施者である文部科学省から補足のコメントがあれば、よろしくお願いいたします。

○大野文部科学省総合教育政策局調査企画課長　文部科学省でございます。今回の変更の趣旨、背景につきまして、ただ今、総務省政策統括官室から説明のあったとおりでございますが、私どもからも口頭にて幾つかコメントさせていただきます。

まず、変更事項の１つ目、「調査票の提出期限の繰下げ」ですが、学校における先生方の負担軽減につきましては、昨今、社会的な課題として校務全般について求められており、「学校における働き方改革」として、文部科学省としても省を挙げて取り組んでおります。学校に御協力いただく統計調査の負担軽減につきましても、その一環として省内で検討を進めており、今回の申請は、その具体化となるものでございます。

また、これを受けまして、変更事項２つ目にありますように、集計の仕方についても見直しを行いますが、速報は、もともと、個別具体の政策的要請があって作成していたものではなく、子供たちの健康・成長に関するデータのうち、集計できたものから即時提供していこうという、一般的な観点から行っていたものでございます。したがって、今回の変更により、今までの速報と単純に比較しますと２か月ほど遅くなる面はございますが、特に施策上に支障があるというものではございません。むしろ、集計に係る事務負担の効率化とも相まって、全ての集計表の確報値につきまして、これまでよりも１か月ではありますが、早く提供できることのメリットの方が大きいと考えております。

総括して申し上げれば、今回の変更について、私ども文部科学省としては、学校現場、それから調査事務を分担いただく都道府県、そして私どものセクションと、全ての関係する担当におきまして少なからず負担軽減が図られるということ、それから、確報値の早期化により、利用してくださる方々の利便にも資するということ、このような変更になっていると考えております。

どうぞ御審議のほどお願いいたします。

○椿委員長　どうもありがとうございました。

本件は、人口・社会統計部会に付託し、同部会で審議いただくこととしますけれども、ここで、特段の御質問あるいは御意見があればよろしくお願いいたします。清原委員、よろしくお願いします。

○清原委員　ありがとうございます。清原です。御説明ありがとうございます。

私は、平成30年度、31年度において、第９期の文部科学省中央教育審議会の委員として、「初等中等教育分科会」及び「学校における働き方改革特別部会」の委員をしておりました。そのときに、校長会、副校長会、教頭会を代表して提起された一つの重要な問題提起として、「学校を対象とした調査が大変多いので、その負担を軽減してほしい。それが学校における働き方改革の中の一つの課題である。」というものがありました。ただ、一方で、統計調査というものは、まさにＥＢＰＭの根拠となる大変重要なもので、「基幹統計については特に重要性が高い。」という認識も委員の皆様は持っていらっしゃったわけです。そこで、少しでも現場の実情に応じた改革を進めることで、公的統計の目的を達成するとともに、現場の負担感も軽減させる、という方向性で報告書などをまとめたところです。

加えて、特に夏季の休業・休暇についてですが、教員が一定期間、長期の休暇を取ることを奨励する、という形で制度変更がございました。そのため、学校教職員は、夏休み期間中、１週間程度のまとまった休暇を取ることになりますので、先ほど御紹介のありましたように、「(都道府県が学校に対し、回答内容について）確認したいときに学校担当者が不在である。」ということも、むしろ働き方改革を推進する中で生じてきたことでございます。したがいまして、私は、学校における働き方改革の取組に参画していた者として、この提出期限の繰下げについては、大変現実的な対応ではないかという印象を持っております。

そこで、１点だけこの件について質問がございますが、学校の提出期限を「６月30日まで」から「８月31日まで」に２か月繰り下げることと、都道府県の提出期限を「８月10日まで」から「９月30日まで」とすることに関して、学校現場の声や都道府県の声も御参考にされたと思いまして、これを取りまとめるに当たっての学校現場及び都道府県の感想や意見等を把握しておられるようでしたら、それを御紹介いただけると、この変更内容の時期の適切さ、妥当性というのが裏付けられると思いました。

以上です。よろしくお願いいたします。

〇椿委員長　どうもありがとうございます。

何か御回答ございますでしょうか。

〇大野文部科学省総合教育政策局調査企画課長　御質問ありがとうございます。我々、今回の「調査票の提出期限の繰下げ」及び「速報と確報の一本化による確報値の公表早期化」に関しまして、都道府県の担当者には全て御意見を聞いております。そして、全般的に支障の有無はないとの回答を得ております。今回、都道府県の事務処理期間を１か月以上必ず確保する上で、さらに学校に疑義を照会する時期を８月から９月にするということで、都道府県からは好意的な御意見を聞いております。さらに、速報と確報を一本化することにつきましても、都道府県に対し、何らかの支障があるかについて丁寧にヒアリングをいたしまして、特に問題がないと認識しております。むしろ、確報値が２月に公表されることにより、各都道府県が独自にデータの公表等を行う際の利便に資するということを聞いております。

他方、学校現場の声については直接聞いてはおりませんけれども、今まで、６月30日までに健康診断を行い、調査票をすぐに作成・提出しなければならなかったということで、負担は相当大きかったと思っております。今回、提出期限を８月31日までにしたということで、このスケジュールで進めてまいりますと、学校現場での負担軽減に大きく資するものと考えております。

〇椿委員長　清原委員。

〇清原委員　ありがとうございました。やはり、いずれも現場の声を反映した上での提案である、ということが望ましいと思いますし、そのことが、このように変更したときにも一定の成果になると思っています。部会ではそれらのことを踏まえた御検討をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

〇椿委員長　どうもありがとうございました。

引き続き、白塚委員、よろしくお願いします。

○白塚委員　調査票の提出期限を繰り下げることと、速報と確報を統合した上で、あまり利用価値のない速報をやめて確報を前倒しすることは、費用対効果の面からみても望ましい方向なのかなと感じました。

その上で、集計作業を効率化するという点で、統計の調査方法について少し教えてほしいのですが、調査方法は郵送とオンラインと書いてありますけれども、オンラインの比率はどれくらいあるのでしょうか。それから、学校による回答の段階でのオンライン化はどれぐらい進んでいるのでしょうか。その辺のところがやはり、統計の合理化を進めていく上でも大事だと思いますので、現状について教えてください。

○椿委員長　これについても、文部科学省、よろしくお願いします。

○大野文部科学省総合教育政策局調査企画課長　本調査のオンラインでの回答率は、令和２年度の実績で97.4%になっております。これは、都道府県から我々に報告されるものの数字です。学校現場のオンライン化につきましては、具体的な数値まで把握していないものの、おそらくもう少し低調であると認識しております。そのため、現在、学校における校務のＩＣＴ化等が大きな課題でありまして、成績や健康情報等を校務支援システム、できれば「統合型校務支援システム」というもので一体的に行っていくということを、順次、文部科学省でも進めているところです。こうした取組と連動して、オンライン調査の推進についても引き続き図ってまいりたいと思っております。

○椿委員長　白塚委員、いかがでしょうか。

○白塚委員　そこが一番大事であると思いますので、本変更と併せて、統計を作る方の体制についてもしっかりと整備していただきたいと思います。

○椿委員長　どうもありがとうございます。

ほかに御意見、御質問あれば、よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、私の方からコメントさせていただきたいと思います。

本調査につきましては、子供たちの健康状態を詳細に把握する重要性を持つ基幹統計であるということはもちろんでございますけれども、今ありましたように、調査の現場では、日々の学校事務、先生方はそれと並行して対応いただくということで、かなり現場に負担をかけていただいているという状況だと思います。

今回予定されています「調査票の提出期限の繰下げ」は、この課題に対する対応になっているということ、それから、調査事務を担う都道府県への配慮の表れと理解いたしました。

また、「速報と確報の一本化による確報値公表の早期化」につきましては、集計事務の負担軽減を図ることで、提出期限の繰下げによる影響を吸収するということ、それから、統計利用者に対する配慮も十分ある変更であると受け止めさせていただきました。

一応、いわゆる調査事項の変更というようなものと違って、かなり論点は限られているように思いますし、先ほど統計委員会の委員からあったような意見を反映する、という課題的なものはあるとしても、統計委員会の中での議論は限られるだろうと思います。

津谷部会長におかれましては、今示された委員からの御意見も踏まえて、効率的に部会

所属委員の意見を取りまとめていただいて、可能ならば次回の委員会に報告いただければと思います。

津谷部会長をはじめ、人口・社会統計部会に所属の委員の皆様、是非審議のほどよろしくお願いいたします。

私の方の取りまとめは以上でございます。

よろしいでしょうか。どうもありがとうございます。

それでは、次の議事に移らせていただきます。部会の審議状況についてです。

人口・社会統計部会での就業構造基本調査の変更に関する審議状況につきまして、津谷部会長から御報告いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○津谷委員　それでは、お手元の資料２により、就業構造基本調査の変更に関する人口・社会統計部会での審議状況について報告をいたします。

本件については、先月の統計委員会で諮問された後、11月４日と22日に部会を開催いたしました。２回目の部会が一昨日の午後、そして昨日は祝日でお休みということもありまして、お配りしている資料には１回目の審議状況のみを記載しております。２回目の審議状況については、適宜、口頭で補足したいと思います。

それでは、資料２の表を御覧ください。

今回の変更は、調査事項、集計事項、報告者数、調査方法と大きく４つに分かれておりますが、１回目の部会では、全ての時間を使って、調査事項の変更について審議をいたしました。

「審議の状況」の欄の冒頭にも記載しておりますとおり、調査事項を変更する方向性自体については、異論はございませんでしたが、フリーランスの取扱いを中心に多くの意見が出され、２回目の部会に議論が引き継がれました。資料２では、１回目の部会で出された主な意見を挙げておりますが、時間の制約もありますので、フリーランスに関する意見を、かいつまんで御紹介いたします。

なお、資料の左側、「変更内容等」の欄に、活用が想定されていたフリーランスの定義を御参考までに記載するとともに、別紙１として、関連する調査事項の新旧対照の抜粋、そして、別紙２として、調査票案の全体版を添付しておりますので、適宜御参照ください。

先月の統計委員会で諮問された際には、「実店舗の有無」という選択肢の追加によって調査票が複雑になり、圧迫感を感じるといった御意見や、「実店舗がない」という要件が本当に必要なのかといった御意見を頂いたところです。

これについても部会で検討させていただきました。◆印の一つ目に記載いたしましたが、今回の就業構造基本調査はフリーランスを統計的に把握するための第一歩であり、本調査は公的統計の中核である基幹統計調査です。ですので、政策上、一定の整理がなされている定義に沿った統計データが、集計・公表できるように調査を設計することが重要と考えました。その意味で、「実店舗」という要素も必要と考えております。

一方で、◆の二つ目以降となりますが、「実店舗」について、一般的に使われている「事業所」の概念との相違とか、内職についてまで「実店舗の有無」を聞く必要があるのかといった意見も出されました。

このほか、今回のフリーランスの定義には含まれない派遣社員の中にも、実態としてフリーランスの方がおられるのではないかという御意見に関連して、これまで把握されてきた就業形態と、新たに把握しようとするフリーランスの関係について整理してほしいといった意見が出されました。

要するに、正社員、パート・アルバイト、派遣、自営業主など、これまでの就業形態が、いわば縦割りで区分されていたのに対して、今回のフリーランスは、これら区分の一部に、横断的に入ってくる概念になるかと思います。このようなことも、フリーランスの把握の難しさにつながっているのではないかと思います。

１回目の部会では、このような御意見を頂いたところですが、一昨日の２回目の部会では、これら調査事項の再整理とともに、残る変更事項について審議を行いましたので、口頭となりますが、御説明いたします。

まず、調査事項について、再整理の結果として、当初の計画の見直しがなされる部分について、いくつかコメントしたいと思います。

１点目は「内職」についてです。現時点の調査票案では、「実店舗の有無」という選択肢の新設が計画されておりますが、「実店舗」のある内職は例外的であり、少数であるということで、選択肢を削除する方向で見直しを求めたいと考えております。

また、現在予定されている「フリーランス」の定義の中には「自身の経験や知識、スキルを活用」という要素がありますが、「客観的な調査事項として立てにくい」といったことや、「職業一般について、知識、経験、スキルを保有して行っている」と考えられることから、本調査では特段の調査事項が設けられておりません。

これに対して、調査事項として明確化されていない内容を定義の要素の一つとしておくと誤解を招くのではないかという意見も出されました。

そのため、総務省統計局から、本調査におけるフリーランスの定義について、「実店舗がなく、雇人もいない自営業主や一人社長であって、その仕事で収入を得る者」とシンプルに改めた上で、「経験や知識、スキル」の取扱いについては、公表に当たって誤解のないように別途説明するとの案が示されたところです。

このように、統計局においてフリーランスの扱いについて一定の整理はされたところですが、フリーランスについてはいろいろな定義があろうかと思います。

総務省統計局から、今回の変更により、政策的に整理されたガイドラインの定義に沿った集計を行いつつも、他の定義についても、この調査の他の調査項目とのクロス集計などによる集計・分析が可能という旨の説明もなされ、部会として理解が得られたところです。

以上、長くなりましたが、調査事項についての説明でございます。計画に手直しが必要な部分については、もちろん答申に明記する予定です。

次に、調査事項以外の変更について、簡単に御説明いたします。

まず、資料２の２ページ目の（２）の「集計事項の変更」についてです。変更事項の一つ目の集計事項の見直しについては、特に異論は出ませんでしたが、地域編への統合によって、作成が取りやめとなる一部の集計について、再考を求める意見が出され、次回の部会で改めて説明をしていただくようお願いをしております。

次に、（３）の「報告者数の変更」については、１世帯当たりの平均世帯人員が減少を続けているという人口の構造的変化を踏まえたものであり、最終的なターゲットとなるサンプルサイズである世帯人員108万人には変更がないことから、本調査の精度維持という観点から、適当と整理いたしました。

最後に、（４）の「調査方法の変更」は、郵送回答を追加するという変更です。この変更自体は、報告者における回答方法の選択肢を増やすということであり、また、統計調査員の事務負担の軽減に資するものであることから、適当と整理をいたしました。ただ、出席された自治体に確認をいたしましたところ、郵送・オンラインの提出状況を一元的に管理するシステム、これはこれから構築することを計画しておるわけですが、このシステムの運用・構築を通じて、市町村をしっかり支えてほしいという要望が出され、それに適切に対応していただくよう総務省統計局にお願いをいたしました。

以上が２回目の部会での審議状況です。

部会の審議状況については以上のとおりです。

このほか、テレワーク関連の事項など幾つか再整理事項が残っておりますが、部会としては、今回の諮問について、一通りの審議を終えたところです。

今後は、本日のこの統計委員会での御審議の状況も踏まえ、12月６日に開催を予定しております３回目の部会において、答申案の取りまとめを進めてまいりたいと考えております。

○椿委員長　どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の部会報告につきまして、何か質問等あればよろしくお願いします。川崎委員、よろしくお願いいたします。

○川崎委員　ありがとうございます。人口・社会統計部会の津谷部会長をはじめ、皆さん、大変丁寧な、精力的な検討をありがとうございました。また、調査実施者、政策統括官室等、関係の方々、ありがとうございました。

前回、私、「実店舗」のこと、「フリーランス」のことでお尋ねしましたが、かなり整理をしていただいたので、私もかなり納得をしたというところです。そういう意味で部会の方向性について大きな異論があるわけではないのですが、ただ、それでも若干まだ心残りな疑問といいますか、釈然としないところが残っているので、２点ほどお願いということで申し上げたいと思います。

１点目は、やはりフリーランスの「実店舗の有無」の件ですが、このようなフリーランスに関する政策を実施するところが定義を作られて、それで調査を実施していくということなので、統計調査を実施する側としてはその定義に従わざるを得ないということで、これはある意味、好むと好まざるとにかかわらず、やむを得ないし、それでいいのだろうなとは思うのです。ただ、そうはいいましても、私が釈然としないと思った理由は、この資料２の１ページ目の左のところに枠囲みで「参考」と書いてありますが、ここの定義に「実店舗がなく」と確かに書いてある。だから、これを調査することは私は悪いことではないと思うのですが、ただ、この定義は何のためにある定義かというと、下の※印にあるように、「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」ということ

で、要するに、フリーランスの人たちに大きな事業者が優越的地位を濫用する、そういうことを抑制する、保護するためのガイドラインなわけですね。そうすると、実店舗がなかったら保護するけど、実店舗があったら保護しないのかといったら、そんなことは恐らくないのだろうと思うのです。そうすると、これは何のために「実店舗がなく」というのを定義の中に入れたのかという趣旨をやはりはっきりさせる必要があるのではないかと思います。これは言葉が独り歩きしてしまって、概念が必要以上に狭くなっているのではないかということで、これは政策部局がそのようにお決めになったというのは、政策部局の御判断でいいといえばいいのですけれども、やはり何か趣旨がいま一つ納得できない部分があるのかなと思います。その辺りはもう少し確認をしていただいたらと思います。

もしも、これはフリーランスを、元々概念が曖昧なものをより明確にするために「実店舗なし」ということを入れたということで、政策上の理由ではないということであれば、あまりこの言葉にとらわれる必要は、私はないのではないかと思います。なぜそうかというと、実はこの調査の他の調査事項を使うと、例えば職業別などを見ると、かなり明らかに実店舗なんかない職業っていっぱいあるのですね。そうすると、それを使えば済むようなところにわざわざ「実店舗がありますか」と聞いても、そこが除かれてくれば、「実店舗あり」と答える回答がかなり少なくなる可能性が高い。そうなってくると、実は、この調査は御存じのとおり標本調査ですので、標本誤差も非標本誤差もありますので、その誤差の範囲と比べて、この「実店舗あり」がどれぐらい出てくるかというのがポイントになってくると思うのです。そういうような観点からもう少し実態の確認をしていただいて、恐らくこの結論でいいだろうと思うのですが、ちょっとその辺りの御確認をお願いしたいというのが１点です。

それともう１点は、これ、部会の審議資料を拝見しておりまして、非常に丁寧に審議しておられるなと改めてお礼申し上げたいのですが、その中で結果の公表のことについて書いてあったと思います。これ、今日の配布資料にはないのですが、たしか会議資料の中に、結果を、フリーランスのただ頭数ではなくて、少しその内訳が分かるようなものを出すとか、そういうことをすべきではないかという御意見があって、そういう方向で対応されるということで大変結構なことだと思います。

その上で、私、もう少し追加でお願いしたいのは、フリーランスの概念をここで決定版の概念、定義であると統計作成者として言うかどうかだと思うのです。もしかしたら、これって決定的な概念と言わない方がいいのではないか。これは先ほどの部会の御審議の中にもちょっとつながるのですが、まだ完璧に統計上どう調べたらいいかというのを確定しかねているところもあるかと思いますので、そういう意味では、我々がフリーランスもどきを禁じ手として調べているのだということにして、広義のフリーランスから狭義のフリーランスまで、あるいはオフィシャルなガイドライン上のフリーランスまで、どれぐらい幅があるのかというのが見えるように、例えば職業別、産業別、経営の規模別とか、そういうようなもので示していただくと、このフリーランスの議論をより深めるのに貢献できるのではないかと思うので、是非、部会でのそういう御審議を踏まえて、そのようなことをブレークダウンした情報を出していただくとありがたいと思います。それは通常の公表

でなくても、特別集計、後からやっていただいても結構ですので、そのようなことをしていただけたら、このフリーランスの議論、せっかく出ているところで、より深まっていいのではないかと思います。

以上です。

○椿委員長　ありがとうございます。

津谷部会長、よろしくお願いします。

○津谷委員　川﨑委員、ありがとうございます。「実店舗の有無」について、どういう趣旨でこれが加えられたのかについて一言申し上げます。これは内閣官房等の定義であり、統計委員会もそうですが、部会としても、この定義が適切であるかどうかを審議することはミッションではございません。この定義は所与であります。とはいえ、先ほども申し上げましたが、経験やスキル等は直接調査で調べることが難しい事柄です。報告者に「経験がありますか、スキルをお持ちですか」と聞くことは適切ではありませんし、調査票にそのためのスペースもありません。したがって、実査においてどのように調査項目を設定して計量していくのか、そしてその解釈がどうなるのかということを考えていくことが重要だと思います。これについては、部会の構成員の方々もよく承知しておられると思います。

また、先ほど御意見を頂いたフリーランスの定義ですが、内閣官房等の定義はありますが、それに対応する統計情報がありません。先ほどエビデンス・ベースド・ポリシー・メーキングというお話がありましたが、そのエビデンスが現時点ではないのです。ですので、就業に関する最大の基幹統計調査である就業構造基本調査で、フリーランスに関する統計情報を収集しようということになったと理解しております。今回の調査は、その第一歩でございます。当然のことながら、調査項目の見直しも含めて修正について今後考えてみなくてはならないと思います。

そして、これは恐らく就業に関する他の調査にも影響が及ぶことであり、今回の就業構造基本調査がその先鞭をつけることになります。したがって、できる限り広く網をかけて適切な統計データを収集する事が重要であるということで、私が経験した中でも、これだけ長く定義に関する審議に時間を費やしたことはございません。先ほども申しましたが、フリーランスには様々な定義があろうと思いますけれども、部会としてベストを尽くして、より良いデータを収集するお手伝いをしたいと思っております。政府が進める働き方改革をバックアップする客観的な統計データがないということでは始まりませんので、できる限り適切なデータを取る必要があります。その一方で、実査を円滑に実施する必要もありますので、その間のバランスを今後も注視していきたいと思いますし、調査実施者である統計局、そして実際の実査を担当される現場の方々にも、それを考えながらやって頂きたいと思います。

そして最後に一つ付け加えますが、この調査には他にも調査項目が多数ございます。それらとフリーランス関係項目とのクロス集計を通じて、実際に直接回答者に尋ねなくても、集計結果を分析することで、調査項目の妥当性を検証し、フリーランスの定義を修正していくために有用な情報が得られるのではないかと思っております。これについては、部会構成員の方々からも、こういう集計をした方がいいのではないかという具体的な御意見も

出されておりますし、それに対して統計局から前向きな御回答も頂いております。また、どこまで報告書に記載するかは別にして、ｅ－Ｓｔａｔにもできる限り多くの集計結果を掲載していただくことをお願いしております。皆様方からも御意見を頂いて、今後につなげていきたいと思っております。

以上でございます。

〇椿委員長　どうもありがとうございました。

いかがでしょう。白塚委員、よろしくお願いします。

〇白塚委員　ありがとうございます。丁寧な審議ありがとうございます。

川﨑委員が言っていることも、津谷委員が言っていることも、僕はそれぞれおっしゃるとおりだと思います。ただ、いずれにしても、この「フリーランス」という言葉の使い方はあまり厳密な定義もないわけですし、これが確立されているわけではないので、津谷委員もおっしゃっていましたけれども、今後の継続的な統計調査の中で、統計の連続性に配慮しながら、ここの調査の仕方を的確に見直していくということを心がけていくということがまず大事なのかなと思います。

その上で、先ほどクロス集計の話をされていましたけれども、同時に、回収した個票データを使って、ここで取り上げた変更はどういうものなのかということをきちんと分析するということも、この統計調査を良くしていくための重要な第一歩になると思いますので、是非そういうこともやってほしいなと思います。

以上です。

〇椿委員長　どうもありがとうございました。

実施部局、お願いします。

〇谷道総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長　調査実施者の統計局労働力人口統計室の谷道でございます。

先ほどのまさに津谷部会長の御回答のとおりでございますが、少し調査実施者から、細部になりますが、補足させていただきたいと思います。「実店舗の有無」につきましては、私ども内部で検討している中で、様々な関係者の方にもヒアリングを行っておりまして、例えば「実店舗の有無」というものの必要性につきましては、多様な働き方があるという、その中の一つとして場所や時間にとらわれないという観点があって、そのようなものがこれから増えていくのではないかとのことです。そのようなものを映し出す一つとして、この「実店舗の有無」というのがあるという御意見があったところでございます。

また、研究者の先生方からは、起業のコストですね。イニシャルのコストを把握するという観点から、例えば実店舗を構えていらっしゃる方はイニシャルの起業にそれなりのコストが必要であるということで、「実店舗の有無」というのはそのようなもののメルクマールに使われるのではないかとのことです。例えば、政策的に、起業する人の支援については、これまで資金援助が中心だったところもあるかもしれませんが、このような「実店舗の有無」でイニシャルのコストについてどれぐらいの必要性があるのかを把握することで、起業しようとする人に資金援助以外にどのような支援が必要となるかを把握するための足がかりになるのではないかといったような観点も頂いておりまして、そのようなことから

も「実店舗の有無」の把握の意義はあるのかなと感じているところでございます。

〇椿委員長　どうもありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。清原委員、よろしくお願いします。

〇清原委員　ありがとうございます。本当にきめ細かく御検討いただいて感謝いたします。

１点、フリーランスの定義の中に、「自身の経験や知識、スキルを活用して」というところがなかなか把握しにくいということなのですが、たまたま、三鷹市長をしておりましたときに、起業支援をするときに行政の一つの支援の在り方として、起業したい希望者を集めて、起業した経験者による講座を受講していただいたというような経験もございます。また、起業しようとする方の中に、例えば建築の資格を持っているとか、あるいは電気技術であるとか、何らかの資格を持っているということを生かしたいということで、例えば退職を早期にして、そして自ら起業するというときには、そういう資格が生きるというようなことがございまして、今、このフェイスシートを見ておりまして、学校区分は聞いておりますが、資格については項目としてはないわけですよね。でも、ひょっとしたら、何らかの資格、それは教員免許であってもいいし、卑近な例では車の免許も該当するのですが、でも、起業する際のインセンティブとして、例えばＩＣＴに関しては、情報セキュリティの資格を持っているとか、それを生かしたいとかということがあるものですから、今からでは間に合わないのでしょうけれども、資格に関するものがあることがひょっとして、フリーランスとして、あるいは起業されていくときのきっかけというか、自信というか、そういうものになるのかなと、今のやり取りをお聞きして思い付いたものですから、発言をさせていただきましたが、その辺り、いかがでしょうか。

以上です。失礼しました。

〇椿委員長　どうもありがとうございます。

いかがでしょう、何か実施部局の方でありますか。

〇谷道総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長　ありがとうございます。まさしく我々といたしましてもそのような認識は持っておりまして、その中で、直接的ではないかもしれないのですが、調査項目Ｅの中で、訓練や自己啓発について、どのようなものを受講しているのか、あるいは、Ａ９やＡ10の中で、どうしてこの仕事に就いたのか、どうして今の就労形態に就いているのかというところで、自分の「知識や技能を生かしたかった」、「専門的な技能等を生かせるから」といったことを把握しておりまして、このようなことを集計することによって、そのような自分のスキルをどれぐらい活用するのかということの分析に生かせるのではないかと思っております。こちらの点は、まさに部会の方でもこのスキル等の観点を御議論いただいており、まさにそのような認識の下で我々は実施していきたいと思っております。

〇椿委員長　どうもありがとうございます。

ほか、いかがでしょう。伊藤委員、よろしくお願いします。

〇伊藤委員　どうもありがとうございました。非常に重要なことだと思うのですけれども、やはりなかなか定義が難しくて悩ましいところなのですが、御審議ありがとうございます。

例えば、私、自分のことを考えると、家で原稿を書いたりというのも副業に当たるよう

なのですが、では、自分はこれ、どこに入るのか分からないなと思いまして、「内職」なのかなと思ったりもしたのですけど、調査票の記入要領を読むと、あまり「内職」に関してどういうものを「内職」というのかが詳しく書かれていないような気がしまして、このようなフリーランスの把握ということに併せて、もう少し分かりやすく詳細な説明が必要かなという印象を受けました。

あと、次の点は今回というより将来的にかもしれないのですけれども、「どのようなかたちで仕事をしたいのですか」という質問項目がありまして、フリーランスで働きたいと思っているような人は、この質問項目のどこで捉えられるかなということが少し疑問に思ったところです。今回の議論も踏まえてフリーランスの定義というものがもう少しはっきりとしてきた段階でここを考え直してもいいのかなと思いましたけれども、やはり潜在的にどれぐらいの人がフリーランスのような形で働きたいかということを捉えようとすると、今の調査票の項目だと、どこがフリーランスに当たるのかなというのはあまりよく分からないような気もしまして、将来的にこの辺りも御検討いただけるとよいかなと思いました。

以上です。ありがとうございました。

〇椿委員長　どうもありがとうございました。

これにつきまして何かありますか。よろしいですか。

〇谷道総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長　御指摘ありがとうございます。まさに「内職」の部分も部会の方で御審議いただきまして、また、この「内職」をはじめ、特に我々、調査対象者の方に「記入の手引」というものを配っておりますので、その中でいかに様々な概念を分かりやすく御説明させていただくかということが非常に重要だということを御指摘いただいております。まさに今の委員の御指摘の「内職」の点も含めて、この「記入の手引」の中で、回答者の方に誤解のないよう、分かりやすいよう説明に努めていきたいと思います。

また、働きたいと思っている方が希望する就業の形としては、例えばＢ４ですが、まさに御指摘も踏まえながら、今後どのような働き方が出てくるのかということを踏まえながら見直す必要があるのかなと、今の委員の御指摘を踏まえながら、将来的にテーマとしてあるのかなと認識したところでございます。

〇椿委員長　どうもありがとうございます。

津谷部会長からまずお話しいただいて、それから川﨑委員。

〇津谷委員　先ほどの伊藤委員の御指摘に対して２点ほど申し上げます。ここでは細かくなりますので全て御紹介することはできませんでしたが、部会では２回の審議を合計で４時間行ったわけですが、そのかなりの部分をこのフリーランスに関する議論や再整理に費やしました。

まず「内職」についてですが、第１回部会で「実店舗の有無」との関連を聞く必要があるのかという御意見が出され、ここでは「実店舗の有無」を削除することにいたしました。なぜなら、恐らく実店舗があって内職している人はほとんどいないのではないかという御意見が出され、確認の上、質問をいたずらに複雑にしてはいけないのではないかということで削除していただくことになりました。そして、記入要領においても、「内職」の具体的

な定義を明記していただくようお願いしております。

次に、先ほどのフリーランスについてですが、調査票にはどこにも「フリーランス」という言葉は出てきません。「あなたはフリーランスですか」と直接質問した場合、回答してくださる方はいらっしゃるかと思いますが、人によって何が「フリーランス」に当たるかの認識は様々であり、回答に紛れが生じることはできる限り避ける必要があります。ですので、調査実施者である統計局が客観的な調査項目を組み合わせて集計を行い、「フリーランス」に関する統計データを作成することにいたしました。このような理由で、報告者の自己申告によるフリーランスか否かという調査項目はありません。同様に、知識や経験やスキルについても、「あなたは知識がありますか、経験がありますか、スキルがありますか」と直接質問することは、適切ではありません。そして、このＡ３判の調査票案の用紙を見てお分かりかと思いますが、一枚紙の両面のスペースを余すところなく使っておりますので、この限られたスペースの中で、どれぐらい客観的な要素・要件を満たして、フリーランスについて適切な統計データを取ることができるかが、今回のチャレンジであると理解しております。

以上です。

○椿委員長　どうもありがとうございました。

川﨑委員、よろしくお願いします。

○川﨑委員　ありがとうございました。いろいろ今日の審議だけでも相当充実した内容になっておりまして、大変勉強にもなりました。誤解のないように申し添えますと、私は決して部会の審議の結論に異を唱えているわけではなく、私は大きな方向でそれで結構だと思っておりますので、是非その方向で進めていただけたらと思います。そして、まさに今日、皆さんおっしゃっているとおり、新しいフリーランスという概念をどう進めていくかということで工夫されているので、本当にこれは大きな大事な動きだと思いますので、今後とも引き続き進めていただけたらと思います。

それからもう１点だけ、今の議論を伺いながら感じたのは、恐らくフリーランスの定義がないというのは、これはそもそも世の中に完璧なコンセンサスがないからやむを得ないことだと思うのですが、その意味でも、この調査、職業小分類別の集計がかなり詳しいのですね。私はこれを見ていただくのが一番分かりやすいと思います。例えば、細かな話になりますが、生産工程従事者、板金従事者とかいうのが何万人以上などと出てくるのですね。これ、雇人のない業種とかいうのですか。これは、普通あまりみんな恐らくフリーランスと思っていないですね。例えば専門的職業だと、きっとそうだと思うわけですよね。ですので、ここに書いてある事項で何とかしようというのではなくて、やはりそのような他の調査事項も組み合わせながら分析できるようにしていただくということが大事ではないかと思うので、是非、私は特にこのケースは職業分類の小分類をうまく組み合わせていただくということをしていただけたらと思います。

以上です。

○椿委員長　どうもありがとうございます。

他に何か御意見等ございますでしょうか。大変詳細な、部会の審議に匹敵するようない

ろいろな御意見を頂戴できたのではないかと思います。よろしいでしょうか。
それでは、私からコメントさせていただきます。
今まさに報告もありましたし、議論もありましたけれども、特にフリーランスですね、テレワークもそうだと思うのですが、調査事項の追加や拡充について、このフリーランスという概念が一般的にはまだきちんと定義されていない段階で、とにかく第一歩としてこういうことをやっていくということにつきましては、委員の皆様方も、近年の社会・経済情勢から考えて、変化しつつある働き方を的確に捉えるという意味では非常に重要な取組、第一歩だと認識しております。これはもう委員会の合意だと思います。
その上で、部会も、もちろんそれらを把握すること自体には当然異論がないのですけど、実際に調査を行うに当たって、どういう項目で、定義を明確化できるかどうか、大変詳細な議論が行われてきたと認識いたしました。
フリーランス並びにテレワークということに関しては、今申し上げましたように、もちろん政府による公式な定義があるにしても、人によって、あるいは業種・業態によって様々な捉え方がありますので、その全てに対してきちんと現時点で対応できるような調査設計というのは非常に困難であると思います。
いずれにせよ、その種の概念をきちんと把握する目的を明確にしながら、今日示されたようなことですね、まず第一歩としてどういうことができるのか、その後、白塚委員からもありましたけど、きちっと分析をした結果どうなっていくかという、そういうことが前提の上で部会審議の取りまとめは進んでいると私は思います。
是非、これは予備の日程も使って更に議論いただくと伺っておりますけれども、津谷部会長をはじめとして、人口・社会統計部会に所属の委員の皆様、引き続き審議のほどをよろしくお願いするとともに、今後、こういう集計が非常に重要ではないかとか、あるいはこういう研究が必要ではないかということも含めていろいろ御議論いただいて、次回、また、答申に進んでいただければと思います。その点は本当に御苦労さまです。ありがとうございます。感謝申し上げます。
それでは、次の議事に移らせてください。
基幹統計の作成方法に関する通知の受理状況及び推計方法の変更ということでございます。これ、国民経済計算に関係することでございますけれども、まず、総務省政策統括官室から御説明をお願いいたします。
○中村総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官　総務省政策統括官室でございます。
まず、資料３－１を御覧いただければと思います。基幹統計の作成方法に関する通知の受理状況についてで、注に書いてございますとおり、統計法の第26条第１項に基づきまして、今般、内閣府から、国民経済計算の作成方法の変更を行うことについて、総務省に通知がされましたので、その御報告となります。
変更事項に２点記載してございますが、この２点につきましては、既に、国民経済計算体系的整備部会で議論された内容で、統計委員会にも御報告されておりますので、これについて特段の問題はないかと考えてございます。

私からの説明は以上です。
○椿委員長　どうもありがとうございました。
それでは、引き続きまして、統計委員会担当室並びに内閣府経済社会総合研究所から御説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。
○吉野総務省政策統括官（統計制度担当）付統計委員会担当室政策企画調査官　作成方法の変更通知に続きまして、内閣府から関連する内容の説明をさせていただきます。
内容は大きく分けて２つございます。
１つは、本年７月に委員会報告した推計方法の変更です。手続としましては、部会審議を経て改めて委員会報告をするという形が本来の姿ではありますが、案件が軽微であること、また、12月の公表を控えて時間的制約も厳しいことから、福田部会長とも御相談の上、委員会に直接報告させていただくことといたしました。
もう一つは、実施府省の判断に任される内容でございますが、社会的な関心の高さなどに鑑みまして、委員会に情報提供させていただくことといたしました。
事務局からは以上です。
○椿委員長　どうもありがとうございます。
引き続き、よろしくお願いいたします。
○酒巻内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官　内閣府でございます。引き続きまして、資料３－２に基づきまして、ただ今御紹介いただいた事項の具体的な内容につきまして御説明をさせていただきます。
タイトルに「利用上の注意」と書いてありますが、内閣府では、国民経済計算の2020年度第一次年次推計を年末以降に公表するという予定でおりますけれども、ユーザーへの情報提供ということで、例年、統計の公表に先立ちまして、推計方法の変更点などを「利用上の注意」という文書で公表しております。その中で３点ほど御説明させていただきたいと思います。
資料の１ページ目を御覧いただきまして、３点お示ししております。
１点目は、2020年度第一次年次推計における配分比率の調整ということでございます。先ほど御紹介いただいたとおりですが、コロナ下の経済動向をより適切に捉えるための推計方法の変更ということで、７月の国民経済計算体系的整備部会で御審議いただいたものなんですが、その後の推計作業の中で一部変更すべき点が出てまいりましたので、改めてこの場で御説明をさせていただきたいということでございます。
２点目は、季節調整におけるダミー変数の検討であります。新型コロナの影響で経済が大きな落ち込みが見込まれたわけですが、それが季節変動として読み込まれますと数字がゆがむようなことがございますので、ダミー変数を設定いたしまして、異常値処理を行ってまいりました。新型コロナ感染拡大から既に１年半経過しておりますので、取り扱いを見直すこととしております。統計学的な検証作業を踏まえました見直しの方針を御説明いたします。
３点目は、新型コロナウイルス対応として行われました各種施策の記録であります。年次推計の様々な勘定表がございますが、主に所得支出勘定と呼ばれるものに各種施策で給

付された支援金などをどのように記録するかということを整理いたしましたので、主な点につきまして御説明をさせていただきます。一部、四半期速報から取扱いを変更するものもございますので、その点も御説明させていただきたいと思います。

それでは、資料の３ページ目を御覧いただければと思います。

初めに、配分比率についての御報告ということでございますが、経緯を申しますと、今年の７月16日、国民経済計算体系的整備部会におきまして、2020年の年次推計について、新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮いたしまして、一部の品目で品目別の需要先配分比率を調整いたします、という方針を御説明しまして、御了承いただいておりました。年次推計では、財とかサービスの需要を推計するためにコモディティ・フロー法という推計方法を用いまして、2,000品目を超える細かい品目ごとに、まず事業者の出荷額を推計いたしまして、それが消費・投資にどう配分されていくかという形で推計をしてまいります。詳細な品目にわたって供給側からアプローチするという推計方法でございます。推計に使用します配分比率がありますが、これは通常は２年前の固定された値を用いますけれども、コロナの影響で需要構造が変化している可能性がございますので、速報段階の情報を使いまして検証を行ったということでございます。速報段階では、供給側の推計といたしましては、簡略化した形で140品目程度の品目分類で推計を行っておりますが、それに家計統計などを用いまして需要側の情報を補うという形で推計をしております。

具体的な検証ですが、資料のチェック印２つございますが、そこに書いておりますけれども、供給側の推計と需要側も考慮いたしました最終的な推計値、ここでは「統合後ＱＥ値」という言葉で書いておりますが、この比較によって検証した結果、需要側と供給側のかい離が大きいというようなことなどから、配分比率を変更すべきものとして抽出されたのが、ここに下線で書いております４品目、「と畜・畜産食料品」、「その他の食料品」、「酒類」、「電力」の４品目でございます。これらの品目につきましては、通常の年次推計のように固定した配分比率を適用するのではなくて、速報段階の情報を優先いたしまして、家計消費の前年比がＱＥ値の前年比に等しくなるように、配分比率を調整しようという方針にしておりました。

その後、実際の推計を行う中で、こうした部会の御意見を念頭に置きまして対象品目について精査をしたということでございます。

次のページを御覧いただきますと、その結果、２つの品目について７月から変更したいと考えております。

１つ目は、「その他の食料品」という品目でございまして、（１）の文章の中にありますように、部会の審議の際も委員から、ＱＥ段階で基礎統計が限られておりますので、結果的に精度が確保されないという可能性もあるのではないかという御指摘をいただいていたところですが、実際にそういう状況が確認されたということでございます。具体的に申しますと、「その他食料品」という項目は、食用油脂の油、それから調味料、糖類、お砂糖類ですが、あとレトルト食品といったものが含まれる品目ですが、速報段階では月次統計がありますのが食用油脂と調味料、糖類だけでございまして、それらで代表して推計をしております。年次推計では年次の統計も使いますので、レトルト食品などの情報も利用でき

る、これらを含めて推計することができるということでございます。コロナ下で巣籠もり需要の増加といったことが言われておりますが、そうしたものを背景といたしまして、レトルト食品などの出荷・需要も増加しておりまして、速報段階の情報で推計するよりは、通常の年次推計のコモディティ・フロー法で使っている詳細な品目情報を用いる方が適当であると判断をいたしました。

２点目が「電力」でございますが、こちらはちょっと事情が異なっておりまして、７月の部会報告での御説明の仕方があまり適当でないところがございまして、大変申し訳ないことですが、資料の訂正をお願いしたいということでございます。電力の推計におきましては、従来から、年次推計、それから速報の推計とも、家計統計を用いまして需要側から消費を推計しまして、配分比率は逆算して設定するという方法を取っております。今回の年次推計でも従来と同じ推計方法を取りたいということでございまして、7月の検証では、供給側推計値と需要側も考慮した最終的な推計値の比較をした結果、品目としては抽出されたんですが、電力につきましては最終的な推計値は需要側であるということでありまして、あたかも供給側と需要側を統合した値があって、それを使用しているような誤解を招きかねないような表現だったことから、７月の資料から「電力」は削除させていただきたいと考えております。

５ページ目を御覧いただきますと、これは７月の資料に訂正を加えたものですが、電力は基本的にはここに掲げる必要はなかったということでございまして、削除したいと考えております。

「その他の食料品」につきましては、先ほど申し上げたとおりでございまして、速報段階の情報ではなく、通常の年次推計で行っている推計方法を適用したいということでございます。

「と畜・畜産食料品」と「酒類」につきましては、７月の方針どおりに推計したいと考えております。

次のページを御覧いただきまして、２点目ですが、季節調整の異常値処理の見直しということでございます。

資料７ページ目を御覧ください。

前段に経緯を書いておりますが、経緯といたしましては、リーマンショックの際に、四半期のＧＤＰ速報を公表するたびに過去のＧＤＰ成長率が連続的に改定されてしまうという状況が発生いたしました。リーマンショックの際は、2008年から2009年にかけましてＧＤＰは急激に減少したわけですが、その際、例えば2007年の７－９月期でありますとか、2008年の７－９月期など、過去の数値が新しいＱＥが公表されるたびに下方改定されてしまうと、そういう状況が起きました。その原因を検証したところ、季節調整は、新しい数値を公表するたびに毎回、過去に遡って行っているんですが、その際に経済の大きな変動を異常値処理していなかったということが、この改定の主な原因であったということを確認しております。異常値処理をしなかったために、大きな経済変動が季節的な変動パターンの変化であるというふうにプログラムが読み込んでしまいまして、それで過去の季節調整値が改定されてしまったということであります。

経緯の２つ目のポツに記載しておりますけれども、この経験を踏まえまして、新型コロナウイルスの感染拡大が始まりました2020年の１－３月期以降の四半期におきましては、ＧＤＰの大きな落ち込みが予見されたため、大半の需要項目につきまして、先天的・暫定的な形で、季節調整におけるダミー変数の設定（異常値処理）ということを行ってまいりました。結果としまして、過去の成長率の改定ということは抑えられてきております。

ただ、一方、３つ目のポツに書いておりますが、こうした処理を続けますと、本来取り込むべき季節変動の抽出ができなくなるという問題がございます。また、その後のデータの推移を見ますと、通常とは異なる大きな変動が発生していない系列もございまして、見直しが必要だろうということでございます。

それで、資料後段の今般の検討というところでありますが、データがある程度蓄積してまいりましたので、毎年、季節調整の方法の見直しを行う年次推計のタイミングを捉えまして、異常値処理の方法も見直したいと考えております。

具体的には、注の※印のところに書いておりますが、国友先生をはじめといたしまして、時系列分析を御専門とする有識者の方の御意見を聞きながら統計学的な検討を行いまして、異常値処理のためのダミー変数を全て外す系列、それから、異常値として一部の期にダミー変数を残す系列、それから、ダミー変数を残しますが、種類を変更する系列ということに分類しております。

見直し後の異常値処理は、12月８日に公表予定の今年の７－９月期の２次ＱＥから適用したいと考えております。

資料の８ページ目を御覧いただきますと、こちらは見直しの結果の一覧でございます。

①は、検証の結果、ダミー変数の有意性が見られなかったものでありまして、全て外すということでございます。民間住宅とか民間企業設備、原材料在庫以外の在庫、サービスの輸出入といったものが含まれております。

②は、有意なダミー変数がありまして、それは残すということであります。ＡＯという記号がございますが、これ、アディティブ・アウトライヤーの略でありまして、１期ごとにダミー変数を設定するということでございます。耐久財消費、非耐久財消費、政府最終消費支出のうち個別消費支出と書いてありますが、医療費の政府負担分などが含まれる項目でございます。それから財貨の輸出入といったものは、ここに記載した期にダミーを残すということでございます。

③は、ダミー変数の種類を変更するものでありまして、これは現時点でも大きな経済変動が続いているというものであります。サービス消費につきましては、ＴＣという記号がございますが、これ、テンポラリーレベル・チェンジの略でありまして、日本語では減衰的外れ値などと呼ばれますけれども、一旦大きく減少した後、徐々に持ち直してきている、そういう動きを捉えるダミー変数を設定いたします。それから、居住者家計の海外での直接購入、それから非居住者家計の国内での直接購入、これはアウトバウンド消費とかインバウンド消費でございますけれども、記号としてＬＳと書いておりますが、レベル・シフトの略でありまして、一旦大きく減少いたしまして、低い水準がそのまま続いているという動きを捉えるダミー変数を設定したいということでございます。

見直しの結果のデータですが、資料の９ページ目を御覧いただきますと、こちらは実質ＧＤＰにつきまして４－６月期の２次ＱＥまでの計数を用いまして、異常値処理を見直した場合の試算を行って、公表値と比較したグラフでございます。ＧＤＰ全体としては、比較的小さな影響ではないかと考えております。個別の系列では、比較的大きな影響、改定が起こったというものもございまして、説明は省略いたしますが、資料の後段の参考の方に個別のグラフもございますけれども、ダミー変数を外しました民間企業設備でありますとか民間在庫変動などでは比較的大きな改定が見られております。ただ、相互に打ち消し合いまして、ＧＤＰ全体への影響は小さなものになっているというような状況であると考えております。

次のページですが、最後に、新型コロナウイルス感染症関連支援策の取扱いについてということでございます。資料の11ページ目を御覧ください。

こちら、一覧にしておりますが、2020年度に実施されました各種のコロナ関連の支援策につきまして、国民経済計算の勘定表にどのように計上するかということを整理いたしまして、主なものについて記載をしております。家計支援、事業者支援、その他と分類しておりますが、これは本日の説明上の便宜的なものでございます。

例えば、資料の左、一番上に特別定額給付金がございまして、これは１人当たり一律の10万円の給付を行ったものでありますが、これは政府から家計への経常移転という形で計上いたします。

中に赤字で記載したものが３点ございますが、これはＧＤＰや家計可処分所得の四半期速報を出しておりますが、その扱いから変更するものであります。

資料右側の中ほどにGo Toトラベルがございますが、この旅行割引につきまして、下の注に書いてありますが、四半期のＧＤＰ速報におきましては現物社会移転という形で記録していたんですが、これをその他の経常移転に変更したいと考えております。Go Toトラベルが開始された際、限られた情報の中で取扱いを検討いたしましてこのような取扱いをしたわけですが、四半期推計における取扱いは暫定的な措置でありまして、2020年度年次推計の推計過程で精査を行う予定です、ということは対外的にも説明していたわけなんですが、今回、整理し直したということでございます。現物社会移転という項目は、政府が財・サービスを市場から購入いたしまして家計などへ移転するというものですが、項目といたしましては、病気や失業に備える社会給付という項目がＳＮＡの定義上ありますが、その一形態でございまして、具体的には医療・介護の政府負担部分などが含まれる項目でありますので、位置付けとしては少し適当ではないのではないかと考えたということがございます。また、年次推計の基礎統計といたしましては国の決算書の情報を使いますが、旅行割引分とその下に書いております商品券の部分が分離できないといったことがございまして、そうした実務上の事情も勘案いたしまして、その他の経常移転に変更するということにしております。四半期ＧＤＰ速報と比較いたしますと、政府最終消費支出という項目から民間最終消費支出という項目への振替が生じるわけですが、概念上、ＧＤＰへの影響は相殺されて、無いということでございます。

それから、持続化給付金、それから小学校休業等対応支援金につきましては、これは四

半期の家計可処分所得の速報を公表しているんですが、その中で補助金という形で位置付けておりました。これもその他の経常移転に変更したいと考えております。これは、雇用調整助成金など類似の支援策がございますが、それと同じ扱いにした方が適当ではないかということで変更したいと考えております。こちらの可処分所得の中の項目の間で相殺されるものでありまして、可処分所得の推計値自体への影響は、概念上はないということでございます。

最後、12ページ目ですが、今後のスケジュールを書かせていただいております。12月８日に2020年度年次推計のうち支出側の系列、それから７－９月期の四半期ＧＤＰ速報の２次速報を公表いたします。あわせて、昨年、基準改定を行ったんですが、新しい平成27年基準の支出側ＧＤＰの1980年までの簡易遡及系列を公表いたします。その後、年次推計について段階的に公表するという予定でございます。

説明は以上でございます。

○椿委員長　どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の御説明につきまして、何か御質問等あればよろしくお願いいたします。白塚委員、よろしくお願いします。

○白塚委員　コロナの中でいろいろな影響が出ていて、使える統計を可能な範囲にうまく使って見直しを適宜進めていただくというのは、ＳＮＡを作る上で非常に大事なことだと思いますし、引き続き頑張ってほしいと思います。

そう言った上で、前もちょっと申し上げたのですけれども、いくつか気になることを申し上げます。特に季節調整ですね。

これ、１つ目は、この季節調整の個々の見直しについて特に何か異論があるわけではないですけれども、結果として、2019年の第４四半期が落ち込むことになっています。このため消費税率の引上げの影響が大きくなり、その分、翌年の第１四半期のコロナの最初のところの影響は小さくなるという姿になります。これが何で生じたのかというと、消費はあんまり関係なくて、設備投資が一番大きく影響しているように見えます。これが本当にこの時期の姿を表しているのかというのはなかなかよく分からなくて、消費よりも設備投資のところで駆け込みとその剥落の影響が強く出ているという姿になるわけなので、そういうことだったのかなというのが少し気になりました。

それからあと、季節調整については、ここでの見直しは、特にレベル・シフトのものについては、今後、コロナの影響が戻っていく過程で再びどこかの時点で、今度は例えばインバウンドは１四半期ではなく、時間をかけてゆっくり戻ってくるのかもしれないですし、そういうところについて適切に見直していくということをきちんとやることも大事かなと思いますので、引き続き頑張っていただければと思います。

○椿委員長　どうもありがとうございます。

内閣府、何か回答ございますでしょうか。よろしくお願いします。

○酒巻内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官　１点目のところですが、ここはなかなか分析上難しいところかと思うんですが、設備投資につきましては駆け込み反動ということは起こらないと考えていたところ、実際のデータではそのような動きも見られておりま

して、我々統計作成サイドとしてなかなか背景分析までは十分できないんですが、少しこうしたデータの背景につきましてもいろいろ勉強しながら推計方法を検討していきたいと考えております。

それから、２点目に御指摘いただきました今回見直したダミーにつきまして、また傾向が変わってくる可能性があるということについては、大変重要な点だと思っておりまして、データをよく観察しまして、必要があれば新しい対応を適切なタイミングで考えていきたいと考えております。

○椿委員長　どうもありがとうございました。

国民経済計算体系的整備部会長の福田委員、何か追加の御発言等ございますか。よろしくお願いします。

○福田委員　今、内閣府の方からも御説明ありましたように、白塚委員の特に第２点の御質問は非常に大事な問題だと思います。取りあえず今回はできる範囲で内閣府も努力されて、いろいろな形で対応されているということだとは思いますが、季節ダミーに関しては、これからどうなっていくのか。多分、消費に関しても、また徐々になのか、それともリベンジ消費みたいな形でリバウンドで一気にまた逆方向に振れる可能性もありますので、そのような動向も見ながら、今回はこれでということではあるとは思うんですけれども、また時間をかけて見直していって、最終的には非常に望ましい形の統計を作っていくという形にしていただければと思いますし、そのような形で、部会の方でも引き続き時間をかけてこういう問題に関しては検討させていただきたいと思っております。

○椿委員長　どうもありがとうございます。

白塚委員、よろしいでしょうか。どうもありがとうございます。

ほか、いかがでしょう。菅委員、よろしくお願いします。

○菅委員　配分比率の件ですけれども、「その他の食料品」について、より詳細な品目情報を用いるという件ですが、これはずっとやるのか、あるいは時限的に、例えば１年くらいはやるけれども、収まったら元に戻すのか、その辺り、どう考えていらっしゃるのかを教えていただけますか。

○椿委員長　これについてもよろしくお願いいたします。

○酒巻内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官　「その他の食料品」につきましては、結果的には従来の推計方法を適用したということでございまして、コロナ下でもその方が適当であったということですので、今後、基本的には同様の推計方法を続けていくのかなとは思いますが、それはやはり経済動向次第のところがございますので、新しい事態が起こりましたら、また随時検討していきたいと考えております。

○椿委員長　どうもありがとうございます。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、私の方からコメントさせていただきます。

基幹統計の作成方法に関する通知ということにつきましては、これ、以前に統計委員会に報告いただいた内容を具体化して、これについては特に問題はないということでよろしいかと思います。

それから次に、推計方法の変更に関しては、今回の12月８日の問題というよりは、今後、やはり少しレベル・シフトのところを元へ戻すというようなことで研究が必要なのではないかというような意見も頂戴いたしましたし、福田部会長からもそれを追認いただいたかと思いますので、引き続き、この部分に関しては今後の公表のときにどうなっているかということ、今回、大変な御苦労をされたのではないかと思うのですけれども、そういう検討を追加してお願いするということになるのではないかと思います。

いずれにせよ、今回の年次推計への実装につきましては内閣府の報告どおりという形にするという御理解はいただけたと理解しております。同時に、今の繰り返しになりますけれども、委員の方から御指摘いただいた点に関しては、別途、適切に対応いただくということでよろしくお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、統計委員会としてはそのようにコメントさせていただく次第です。どうもありがとうございました。

本日用意しました議題は以上となりますけれども、事務局の方から統計改革推進会議の関係で報告事項があると伺っておりますので、よろしくお願いいたします。

○吉開総務省政策統括官（統計制度担当）　政策統括官の吉開でございます。私の方から、統計改革推進会議の事務局機能の変更について御報告申し上げます。

統計改革推進会議は、政府全体として統計改革を推進していくという中で、ＥＢＰＭの定着ですとか、国民の統計ニーズへの対応等を、統計部門を超えた見地から政府全体として推進するという目的で、平成29年の１月に内閣官房に設置されました。議長は内閣官房長官でございます。

この統計改革推進会議の事務局機能は、これまで内閣官房の統計改革推進室というところが担っておりました。しかし、新内閣の発足というタイミングで内閣官房のスリム化ということがございまして、ほかの３室とともに廃止ということになりました。この３室と申しますのは、一億総活躍推進室、それから働き方改革実現推進室、それから人生100年時代構想推進室でございます。統計改革推進室廃止と申し上げましたが、実はこの推進室はもともとバーチャルな組織・室でございまして、室長は内閣官房の行政改革推進本部事務局の次長が兼ねておりましたし、これは行政改革推進本部の事務局はＥＢＰＭを推進しているということで、車の両輪ということでやっておりましたが、この室員は、私ども政策統括官室の職員を中心といたしまして、各関係府省の職員が併任をしておったということでございます。

したがいまして、廃止ということではございますけれども、事務局機能としては行政改革事務局が引き続き担いますので、特に変更はございませんし、もとより統計改革推進会議の位置付けが変わるものでもございません。ということで、今後とも内閣官房の総合調整機能の下で政府全体として統計改革を進めてまいるということでございます。

以上でございます。

○椿委員長　どうもありがとうございました。

それでは、次回の委員会の日程につきまして、事務局から御連絡いただければと思います。

○萩野総務省統計委員会担当室長　次回の委員会につきましては、12月24日（金曜日）午後に開催する予定です。実開催の場合には、場所は若松庁舎の７階大会議室、ここを予定しております。

以上です。

○椿委員長　どうもありがとうございました。

本日、大変御熱心に集中的な議論がいろいろできたこと、大変よかったと思います。

以上をもちまして第170回統計委員会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。